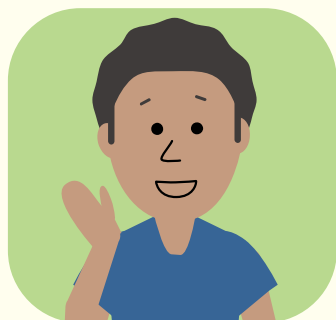


“協働”で創る  
みんなのまち・岐阜



# “協働”で創る みんなのまち・岐阜

## 岐阜市住民自治基本条例とは

まちづくりを進める上での基本となる考え方や、市民の権利及び役割、市の責務、また、基本的な制度設計など岐阜のまちをみんなで良くするためのルールを定めたものです。



## 前文

👉 条例に寄せる私たち市民の思いを示しています。

**私たち一人ひとりが主役となってまちを守り、  
育て、地域力を高め、誰もが安心して暮らせる  
住み良いまちを次世代へと引き継ぎます。**



### (前文)

日本のほぼ真ん中に位置し、古来、美濃を制するものは天下を制すると称された要衝の地、岐阜。歴史と文化が息づき、長良川や金華山などの豊かな自然に恵まれた私たちのまちは、先人のたゆまぬ努力によって、県都としての都市機能を培ってきました。

私たちは、ここに集い、生まれ、育ち、暮らし、学び、働き、命を育んでいます。

このまちで人生を織り成す私たち一人ひとりが、まちに歴史を刻む主役です。先人から受け継いだまちを守り、育て、地域力を高め、誰もが安心して暮らすことのできる住み良いまちにして、次の世代へと引き継いでいかななくてはなりません。

そのためには、私たち市民自らが、まちづくりの主権者として、ともに力を合わせていくことが重要です。ここに住民自治の原点があります。

私たちは、人と人のふれあいと多様な個性に満ちた地域を大切にするとともに、市政に参画し、あるいは市民活動を通じて、協働のまちづくりを進めます。

一人ひとりの人権が尊重され、誰もが郷土への誇りを胸に抱き、より良い公共をみんなで育て上げる住民自治が保障された社会を実現し、もって市民の福祉の向上と持続可能なまちを築くため、私たちは今、ここに岐阜市住民自治基本条例を制定します。

# 第1章 総則

## 目的

👉 この条例が作られた目的を明らかにしています。

個性豊かで活力に満ちた  
自立するまち・岐阜の実現

自治

岐阜市の歴史・風土

市の責務

市民の  
権利・役割

市民参画制度

市政運営の  
基本原則

(目的)

第1条 この条例は、本市における住民自治の基本理念を明らかにするとともに、住民自治に係る市民の権利及び役割、市の責務並びに市政運営の原則及び市民参画の制度を定めることにより、自治の進展を図り、もって個性豊かで活力に満ちた自立する都市を実現することを目的とする。

## 定義

👉 この条例内で使われる言葉の意味を定めています。

市民

Q. 市民って誰のこと？

A. この条例での市民には、岐阜市に住んでいる人だけでなく、通学、通勤する人、事業や活動をしている個人、法人、団体も含まれているのよ。

まちづくり

Q. まちづくりって、道路や橋や建物をつくること？

A. もちろんそれもそうだけど、暮らしの環境を良くする取り組み全てがまちづくりなんだよ。

参画

Q. 参画とは、まちづくりに参加することでしょうか？

A. まちづくりの企画立案から実施、評価まで広く主体的に参加する事なんだよ。

協働

Q. 協働、なんとなく意味はわかる気がするけど、どういう意味？

A. 地域や社会の課題解決のために市民同士や市民と市が協力して取り組むことだよ。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (2) 市 市議会及び執行機関をいう。
- (3) まちづくり 市民生活に係る様々な分野において、地域等をより良いものとするための取組をいう。
- (4) 市政 市が行うまちづくりをいう。
- (5) 参画 まちづくりの方針及び企画の立案から実施を経て評価に至るまでの過程に主体的に参加することをいう。
- (6) 協働 地域又は社会の課題の解決を図るため、市民が相互に、又は市民と市がともに、お互いの立場を尊重し、それぞれの特性を生かし、協力して取り組むことをいう。
- (7) 住民自治 市民自らが参画し、協働し、まちづくりを主体的に進めることをいう。
- (8) 公共 公園、道路等の公共空間及び環境、福祉等に関する公益事業等をいう。

## 条例の 位置付け

👉 市政におけるこの条例の位置付けを定めています。

住民自治基本条例は、  
市政の土台となる条例です。

岐阜市住民自治基本条例

(条例の位置付け)

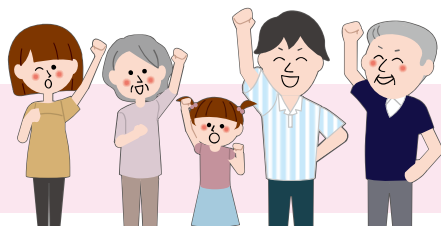
- 第3条 この条例は、まちづくりの基本となる住民自治について定めるものであり、市は、他の条例、規則等の制定又は改廃については、この条例の趣旨に基づいて行うものとする。
- 2 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、適切に運用されなければならない。

## 第2章 住民自治の基本理念

### 基本理念

👉 この条例の最も大切な考え方を示しています。

私たち一人ひとりが  
まちづくりの主役です。



(基本理念)

第4条 市民は、まちづくりの主権者である。

### 基本原則

👉 まちづくりを進める上での基本原則を示しています。



(基本原則)

第5条 市民及び市は、次に掲げる事項を基本としてまちづくりを進めるものとする。

- (1) 市民の自発的な市政への参画及び主体的な活動によること。
- (2) 役割分担及び協働によること。
- (3) 情報を共有すること。
- (4) 人と人のつながりを大切にし、相互理解及び信頼関係によること。
- (5) 地域の特性を生かすこと。
- (6) 広く交流を深め、情報交換を図り、得られた知識及び意見を生かすこと。

## 第3章 市民の権利及び役割

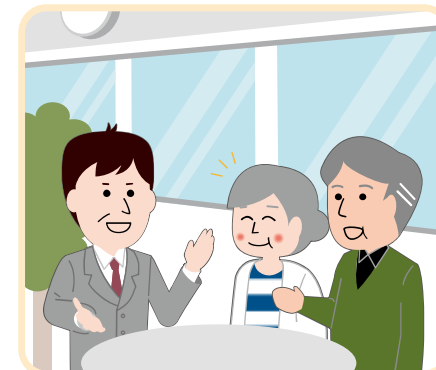
### 市民の権利と役割

👉 まちづくりの主役としての市民の権利と役割を定めています。

#### 市政を知る権利



#### まちづくりに参画する権利



#### 学ぶ権利



#### 互いの権利を尊重する



(市民の権利及び役割)

- 第6条 市民は、市政に関して知る権利を有するとともに、広くまちづくりに参画する権利を有する。
- 2 市民は、自らまちづくりに関して学ぶ権利を有する。
  - 3 市民は、まちづくりに当たっては、互いの権利を尊重し、住民自治に寄与するものとする。

# 第3章 市民の権利及び役割

**コミュニティ** 👉 コミュニティに関する役割等を定めています。

## コミュニティは、まちづくりの舞台です。

- ・ 地域性、専門性、機動性等それぞれの特性を生かし、住民自治に寄与することが期待されます。
- ・ 市民の理解と協力が得られるよう、活動の内容等を明らかにしましょう。
- ・ コミュニティに対する理解を深め、協働してまちづくりを進めましょう。

コミュニティは  
 ① 自治会など地域で組織されたもの  
 ② 特定の目的活動を行うNPO法人やボランティア団体の大きく二つに分けられます。



## 自治会

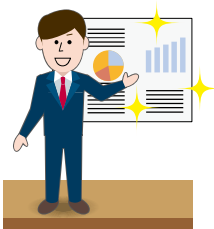
### 相互扶助 地域住民相互の連帯意識の向上

- ・ 地縁による基礎的な自治組織です。
- ・ 地域の防災・防犯活動をはじめ、美化活動、福祉活動、交流活動といったさまざまな活動を行っています。
- ・ 豊かで住み良い地域社会の実現のため、自治会への加入、活動への参加に努めましょう。



## NPO・ボランティア団体等 専門性を生かした活動

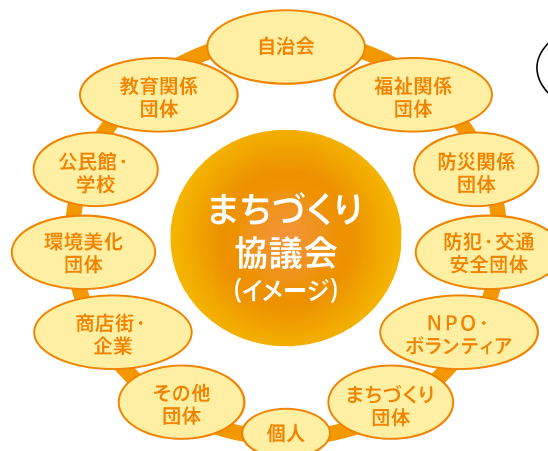
- ・ 特定の目的等を遂行するために組織されたコミュニティです。
- ・ 機動性と先駆性と専門性を発揮し、新たに直面する課題への対応や行政では困難な社会サービスの提供を行うものです。
- ・ 全体として多様で幅広い分野の社会貢献活動が期待されます。



## まちづくり協議会

地域の住民・団体が連携して話し合う場  
 地域の将来像を描き、  
 地域の特性を生かしたまちづくりを推進

- ・ 自治会連合会を中心として、各種団体、住民有志等で構成された組織です。
- ・ 地域からの申請に基づき市長が認定しています。
- ・ 将来的な住民自治の核、都市内分権の基盤としての役割が期待されます。



※地域の特性に応じて、それぞれの団体等が参画

※各種の団体相互の連携を図り、地域のまちづくり活動について協議

### (コミュニティ)

- 第7条 自治会等一定の地域を基盤として形成されるコミュニティ並びにNPO法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)及びボランティア団体等特定の目的等を遂行するために組織されたコミュニティは、自主性及び自立性の下に地域性、専門性、機動性等の特性を生かし、住民自治に寄与するものとする。
- 1 コミュニティは、その活動内容等を明らかにし、市民の理解及び協力が得られるよう努めるものとする。
  - 2 市民は、コミュニティに対する理解を深め、互いに協働してまちづくりの推進に努めるものとする。
  - 3 自治会は、相互扶助の精神に基づき、地域住民相互の結び付きを深め、地域住民の福祉の向上を図ることにより、豊かで住みよい地域社会の実現に努めるものとする。
  - 4 自治会は、自治会への加入及び自治会の活動への参加に努めるものとする。
  - 5 NPO法人及びボランティア団体等特定の目的等を遂行するために組織されたコミュニティ(次項において「NPO法人等」という。)は、その専門性を生かした活動により、豊かで魅力ある社会の形成に努めるものとする。
  - 6 まちづくり協議会(自治会、地域の各種団体、NPO法人等、個人その他の地域の関係者によって構成される組織をいう。以下同じ。)は、地域住民が主体となり地域のまちづくりを展開するため、地域の将来像を描き、地域における課題等について協議し、解決し、及び地域の特性を生かしたまちづくりを推進することに努めるものとする。

## 第4章 市の責務

### 市長等の責務

👉 住民自治の充実のため  
市長等が果たすべき役割を定めています。



#### (市長等の責務)

第8条 市長及び他の執行機関（以下「市長等」という。）は、次に掲げる事項を基本として、住民自治を充実しなければならない。

- (1) 組織の横断的な連携を図り、総合行政の推進を図ること。
  - (2) 政策の立案から実施を経て評価に至るまでの過程について、透明性を高めるとともに市民に分かりやすく説明する責任を果たすこと。
  - (3) 市民参画の制度の整備に努めるとともに、その周知に努めること。
  - (4) 市民にまちづくりに関する意識の啓発を行うとともに、生涯学習の機会の充実に努めること。
  - (5) 効果的かつ効率的なまちづくりを進めるとともに、より良い公共を創出するため、市民との協働に努めること。
  - (6) 市政に参画しないことを理由に、当該市民に不利益な扱いをしないこと。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、協働のまちづくりを推進する環境の整備に努めること。
- 2 市が出資その他の財政上の援助等を行う法人であつて規則で定めるものは、まちづくりに関し前項に規定する趣旨に沿い活動するよう努めるものとする。

### 市議会の責務

👉 住民自治の実現に寄与するため  
市議会が果たすべき役割を定めています。

市民の意思を代表し、まちづくりに反映します。

市政の審議及び議決

市政の監視

政策立案

#### (市議会の責務)

第9条 市議会は、市政の審議及び議決機関として、市民の意思を代表し、住民自治の実現に寄与するものとする。

- 2 市議会は、市民の意見をまちづくりに反映させるよう努めなければならない。
- 3 市議会は、市政に対して監視機能、政策立案機能等を発揮し、住民自治の充実に努めなければならない。

## 第5章 住民自治の市政運営

### 基本原則

👉 市が行うまちづくり（市政）についての基本原則を定めています。

市民の信託のもとに、その責任の重さを認識し、市政を運営します。

#### (基本原則)

第10条 市政は、住民自治の基本理念にのっとり、市民の厳粛な信託のもとに、運営されるものとする。

### 基本的制度

👉 住民自治を進める上での基本的な制度を定めています。

#### 市民投票

市政の特に重要なことについて、広く市民の総意を把握するための仕組み

#### パブリックコメント手続

市政の基本的・重要な政策を決定する場合に、広く市民等の意見を求め、より良い政策立案をするための仕組み

#### 審議会等の運営

審議会等の委員の一部は、市民から公募します。

#### (市民投票)

- 第11条 市長は、市政の特に重要な事項について、広く市民の総意を把握するため、市民投票を実施することができる。
- 2 市民投票は、それぞれの事案に応じ、市議会の議決を経て制定された条例の定めるところにより、これを実施する。
  - 3 前項に規定する条例は、投票に付すべき事項、投票の手続、投票の資格要件、投票の成立要件その他市民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
  - 4 市民及び市は、前3項の規定により市民投票を実施した場合は、その結果を尊重するものとする。

#### (パブリックコメント手続)

- 第12条 市長等は、市政の基本的かつ重要な政策の決定に当たり、その案の趣旨、内容等を公表し、原則として広く市民等から意見を求めるパブリックコメント手続を実施するものとする。
- 2 市長等は、前項の規定により提出された意見を考慮し、政策の検討を行うものとする。
  - 3 市長等は、提出された意見の概要及び政策に係る意思決定の内容を公表するものとする。

#### (審議会等の運営)

第13条 市長等は、審議会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関その他これに類するものをいう。）の委員を選任する場合は、適正な委員構成に努めるとともに、原則としてその一部には市民からの公募による委員を選任するものとする。

# 第5章 住民自治の市政運営

## 協働で担うより良い公共

👉 協働で担う公益事業、協働による公共空間の管理、そのための環境整備について定めています。

より快適で親しみのある公共空間を創出し、きめ細かく市民ニーズに対応するため、みんなが参画し、より良い公共を協働で創り上げるための環境整備に努めます。



### (協働で担うより良い公共)

- 第14条 市長等は、公益事業等の充実を図るため、市民と市の協働に努めるものとする。
- 2 市長等は、より快適な公共空間を創出するため、市民と市の協働による公共空間の管理等の推進に努めるものとする。
  - 3 市長等は、前2項に規定するもののほか、多様な主体が協働してより良い公共を担うための環境の整備に努めるものとする。

## コミュニティとの協働

👉 コミュニティの活性化に向けた市の取り組みを示しています。

市は、コミュニティの活動を尊重し、コミュニティ相互の協働、交流等を促進し、コミュニティの活性化に努めます。

### (コミュニティとの協働)

- 第15条 市長等は、コミュニティの活動を尊重するとともに、より活力と魅力及び自治の精神にあふれるコミュニティの形成に向けて、コミュニティ相互の協働、交流及び連携の促進に努めるものとする。
- 2 市長等は、自治会の重要性を認識し、地域住民の自治会への加入及び自治会の活動への参加がしやすい環境づくり等必要に応じて支援を行うものとする。
  - 3 市長等は、まちづくり協議会が主体的に地域のまちづくりを行うための仕組みづくりを進めるとともに、まちづくり協議会がその機能を強化し、及びその機能をより発揮できるよう支援を行うものとする。

## 中間支援機能

👉 協働のまちづくりを進めるための中間支援機能の充実について定めています。

市民と市民及び市民と市の協働を促進するため、相互をつなぐ中間支援機能の充実に努めます。



### (中間支援機能)

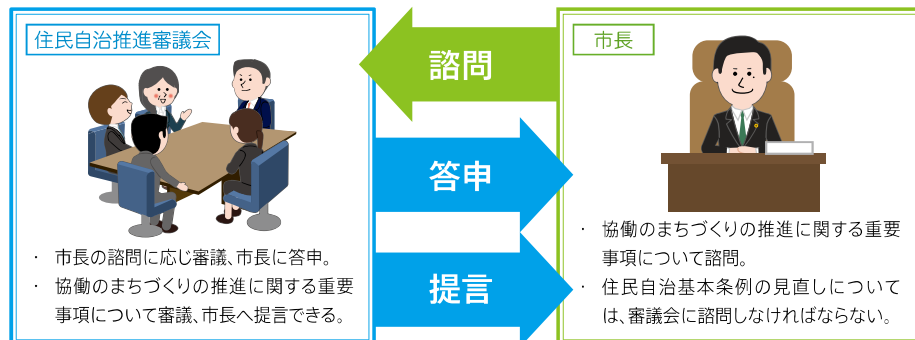
- 第16条 市長等は、コミュニティ相互をはじめとする市民と市民及び市民と市の協働を促進するため、相互をつなぐ中間支援機能の充実に努めるものとする。

## 第5章 住民自治の市政運営

### 住民自治 推進審議会

👉 住民自治推進審議会の役割を示しています。

**住民自治推進審議会は、協働のまちづくりの推進に関する重要事項について審議します。**



#### (住民自治推進審議会)

- 第17条 市長は、住民自治の充実を図るため、住民自治推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
- 1 審議会は、市長の諮問に応じ、協働のまちづくりの推進に関する重要事項について審議し、市長に答申するものとする。
  - 2 審議会は、前項に規定するもののほか、協働のまちづくりの推進に関する重要事項について審議し、市長に提言することができるものとする。
  - 3 市長は、この条例の見直しに当たっては、審議会に諮問しなければならない。
  - 4 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第6章 雑則

### 委任

👉 条例の施行について必要なことは、規則に委任することを定めています。

#### (委任)

- 第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### ～ 条例制定の背景 ～

地域には本来、地域の課題を自分たちで解決し、決定していく機能が備わっていました。しかし、高度成長期を境として、公共空間の管理をはじめとする行政依存傾向が進む中、地域に培われてきたルールやまちづくりの仕組みもその機能を弱めてきました。

一方、市民ニーズの多様化・個別化・複雑化が進む中、公平・効率を求められる行政や利益を上げることが求められる企業だけでは、これらの要求に対応することが困難となり、市民と行政の役割について、今一度整理し直すとともに、住民自治のあるべき姿を、市民参画そして協働のまちづくりを通じて実現していくことが必要となってきました。

また、国において地方分権が進められる中、住民自治の充実に向けて、市民のまちづくりへの思いが市政や地域に反映しやすい社会が求められるようになりました。

これらの背景を踏まえ、市民がまちづくりの主権者であることを市民と市が深く認識し、分権型社会における自立した持続可能な自治体の構築に向けて、自治の理念あるいは市民参画の仕組みを明らかにし、市民と市がこれを共有し、多様な価値観を育みながら、岐阜市らしさを発揮したまちづくりを、協働して進めることとしました。

### ～ 条例制定・改正までの経緯 ～

岐阜市では、平成15年度に策定した総合計画「ぎふ躍動プラン・21」の基本理念に、「市民協働のまちづくり」を掲げ、これを受けて、「岐阜市協働のまちづくり指針」を策定し、アダプト・プログラム(協働による公共空間の創出・管理制度)、パブリックコメント(市民意見提出)手続、地域力創生事業、市民活動支援事業などの制度導入を進めてきました。

こうした取り組みを踏まえ、本市の協働のまちづくりをより発展させ、継続的に実効性を高めていくため、岐阜市住民自治基本条例を制定し、平成19年4月1日に施行しました。

本条例の制定にあたっては、平成18年度に(仮称)岐阜市住民自治基本条例検討委員会を設置し、検討委員会における9回の審議、2回の市民意見交換会や20回の出前講座の開催、パブリックコメント手続の実施等、市民の皆さんと協働して進めました。

なお、条例を制定した平成19年から10年以上が経過し、この間、まちづくり協議会の設立が進む一方、人口減少や少子高齢化の進展、ライフスタイルの変化や価値観の多様化等による人と人の繋がりの希薄化、自治会加入率の低下等、地域社会を取り巻く状況が大きく変化したことから、これらの点を踏まえ、さらなる住民自治の充実を図ることを目的として、一部改正した条例を平成31年4月1日に施行しました。

条例についてさらに知りたい方は、この条例を詳しく解説した逐条解説をご覧ください。  
(岐阜市ホームページ <https://www.city.gifu.lg.jp/34941.htm>)





## 岐阜市住民自治基本条例 “協働” で創る みんなのまち・岐阜

発行日 : 令和元年9月 初版

発行 : 岐阜市

担当 : 市民協働推進部市民協働推進政策課

〒500-8701 岐阜市司町40-1 電話058-214-4865(直通)

E-mail:kyoudou-sei@city.gifu.gifu.jp



大豆油を含む植物油を使用したインキで印刷されています。